

「南砺市補助金等のあり方に関するガイドライン（案）」に対する論点

（平成 30 年度 第 2 回南砺市行政改革推進委員会（H30.12.25 開催））

論点 1. [三谷委員]小規模多機能自治について市から支出する金銭は、負担金、補助金、交付金のどれに分類されるのか？

回答 1. ①法令又は契約等の定めがない、②補助率の適用がなく、また、原則として精算行為を伴わない、③実施する事業の全部（又は一部）について特定されていない、の観点からすると、小規模多機能自治に関して市から支出する金銭は「交付金」である。

論点 2. [三谷委員]小規模多機能自治について市から支出する金銭の補助率はいずれ 1/2 以内に見直されるのか？

回答 2. 論点 1 のとおり、小規模多機能自治について市から支出する金銭は「交付金」として整理されるものであり、交付金については、補助率という概念そのものがなく、ある一定の基準（人口や世帯数など）に基づいて支出する性質であるものと考えている。

従って、4 月からスタートを切る小規模多機能自治推進のための「住民自治推進交付金」には、補助率は適用されない。

論点 3. [松本副委員長]イベント事務局と行政センターの関わり合いについて、今後の見通しを示してほしい。

回答 3. 行政センター機能のあり方に関する方向性については、今後、地域審議会など、あらゆる機会を通じて、丁寧な説明に努めることとしている。

なお、次回委員会では、ロードマップを含めた基本的な考え方（人員、処理する事務、事務局機能移管のスケジュール等）を提示することとしている。

論点 4. [小林委員]各種団体補助金等における人件費の縮減目標を立て、3～5 年の期間に計画的に進めていけばどうか？

回答 4. 市長政策部担当部長答弁のとおり。（まずは「一律」（今あるデコボコをならし、同じレベルで補助金を考えること）を目指していき、次の段階で「目標値を定めて実施」していくものとする。）

論点 5. [中野委員]小規模多機能自治に関しては、交付金という考え方でいいのか確認したい。

回答 5. 回答 1 のとおり。（「交付金」である。）

論点6. [島田委員]地域の社会ニーズ等に応じ、新たな補助金が必要とされた際に、どこに相談し、どんな基準で採用されるのかといった指針をガイドラインに示してもらいたい。

回答6. 公益性や公平性、あるいは有効性の判断は、ケースバイケースとなることから、新たな補助金が必要となった場合における画一的な基準をガイドラインに明記することは難しいが、社会情勢の変化や市民ニーズの多様性等により、市に求められる補助金等は、時代とともに変化するものであることから、**新たな補助金等が必要となった場合にあっては、本ガイドラインに従って、柔軟に対応していくこととする。**

<参考>「交付金」を冠した要綱一覧（平成30年10月2日現在）

1. 南砺市地域づくり交付金交付要綱（平成23年告示第57号）
2. 南砺市ふるさと教育推進事業交付金交付要綱（平成23年告示第59号）
3. 南砺市学力向上支援事業交付金交付要綱（平成25年告示第104号）
4. 南砺市公民館維持管理交付金交付要綱（平成21年告示第42号）
5. 南砺市公民館活動交付金交付要綱（平成21年告示第43号）
6. 南砺市多面的機能支払交付金等交付要綱（平成23年告示第82号）
7. 南砺市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年告示第91号）

※赤字は、国庫補助事業（制度的補助金）

南砺市補助金等のあり方に関する ガイドライン(案)新旧対照表

P1

改正前

南砺市補助金等のあり方に関するガイドライン
(案)

平成30年 月
南 砺 市

改正後

南砺市補助金等のあり方に関するガイドライン
(案)

平成31年 月
南 砺 市

改正前

はじめに

本市では、2015年9月に「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略」（2015～2019年度）を策定しました。

この戦略は、人口減少や少子・高齢化の進行による地域経済の縮小、地域社会の維持困難等の課題に対し、子育て支援や移住定住などの人口減少対策、起業支援や雇用創出などの「しごとづくり」を施策の中心に据え、市民の「やる気」を支援し、「やりたいこと」が「できる」環境の実現に向けて取り組むこととしています。

その一方で、2016年3月には、持続可能な財政運営を図るため「第2次南砺市公共施設再編計画」を策定したほか、「南砺市第三セクター改革プラン」（2016年3月策定）や「第2次南砺市行政改革大綱」（2017年3月改定）等により、積極的に行財政改革を推進することとしています。とりわけ、第2次南砺市行政改革実施計画〔第2期〕（2017～2019年度）においては、補助金等の整理合理化と交付制度について、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう、見直しを進めるとして進めているところと

このような基調の中、2004年の町村合併以降、最大の懸案事項であった統合庁舎のあり方についての議論が進められているほか、普通交付税の合併算定替えの特例期間の終了を2020年度に控え、新たな総合計画に基づくまちづくりに取り組む必要があるなど、本市は大きな改革期の真っ只中にあります。

補助金等については、これまでも随時見直しを図ってきたところですが、統一した見直し基準がないまま今日に至っているため、今後は、補助金等の既得権益化や類似あるいは重複事業の見直しをはじめ、補助基準と使途の明確化、補助金等交付団体に対する市や市職員関与等の標準化を図る必要があることから、本ガイドラインを策定するものです。

改正後

はじめに

本市では、2015年9月に「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略」（2015～2019年度）を策定しました。

この戦略は、人口減少や少子・高齢化の進行による地域経済の縮小、地域社会の維持困難等の課題に対し、子育て支援や移住定住などの人口減少対策、起業支援や雇用創出などの「しごとづくり」を施策の中心に据え、市民の「やる気」を支援し、「やりたいこと」が「できる」環境の実現に向けて取り組むこととしています。

その一方で、2016年3月には、持続可能な財政運営を図るため「第2次南砺市公共施設再編計画」を策定したほか、「南砺市第三セクター改革プラン」（2016年3月策定）や「第2次南砺市行政改革大綱」（2017年3月改定）等により、積極的に行財政改革を推進することとしています。とりわけ、第2次南砺市行政改革実施計画〔第2期〕（2017～2019年度）においては、補助金等の整理合理化と交付制度について、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう、見直しを進めるとして進めているところと

このような基調の中、2004年の町村合併以降、最大の懸案事項であった統合庁舎のあり方についての方向性が示されたほか、普通交付税の合併算定替えの特例期間の終了を2020年度に控え、新たな総合計画に基づくまちづくりに取り組む必要があるなど、本市は大きな改革期の真っ只中にあります。

補助金等については、これまでも随時見直しを図ってきたところですが、統一した見直し基準がないまま今日に至っているため、今後は、補助金等の既得権益化や類似あるいは重複事業の見直しをはじめ、補助基準と使途の明確化、補助金等交付団体に対する市や市職員関与等の標準化を図る必要があることから、本ガイドラインを策定するものです。

改正前

(3) 補助期間の長期化、既得権益化

補助金等の交付の終期が設定されないまま、一度「公益上必要である」という判断に基づき補助金等が交付されると、補助金額を見直す機会を失い、当該補助金等が長期にわたり存続してしまうほか、既得権益化することが懸念されます。

時代の経過とともに、社会的ニーズや必要とされる政策も変化することから、長期間にわたり継続して補助金等が交付されているものについては、その妥当性の検証を含め、見直しの仕組みを明確に示します。

(4) 自主自立の阻害

補助金等が長期間にわたり継続して交付されることで、交付を受けている団体等が、補助金等の交付を前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりやすく、補助金等に強く依存した前例踏襲型の事業や活動等に終始する運営となることが懸念されます。

また、市が団体等の事務局機能を担うと、団体等自身の自主性や自立性を阻害するだけでなく、官民の役割分担が不明確になることが懸念されます。

市が団体等の事務局機能を担っている場合は、事務局機能からの撤退を推進し、団体等が自ら事務局機能を担えるよう行政として助言、サポート体制を強化するなど、自主・自立型の事業や活動ができるよう、補助制度の見直しを図ります。

(5) 補助金等交付の効果と検証

補助金等は行政目的をもって交付されるものですが、現在の仕組みでは、補助金等の交付によって期待される行政目的が、どこまで達成されたかについて検証する仕組みが確立されておらず、補助制度の見直しを図る機会が失われています。

補助金等の交付による効果をできる限り数値化して検証するとともに、その結果を広く市民に公表するシステムの構築を図ります。

改正後

(3) 補助期間の長期化、既得権益化

補助金等の交付の終期が設定されないまま、一度「公益上必要である」という判断に基づき補助金等が交付されると、補助金額を見直す機会を失い、当該補助金等が長期にわたり存続してしまうほか、既得権益化することが懸念されます。

時代の経過とともに、社会的ニーズや必要とされる政策も変化することから、長期間にわたり継続して補助金等が交付されているものについては、その妥当性の検証を含め、見直しの仕組みを明確に示します。

(4) 自主自立の阻害

補助金等が長期間にわたり継続して交付されることで、交付を受けている団体等が、補助金等の交付を前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりやすく、補助金等に強く依存した前例踏襲型の事業や活動等に終始する運営となることが懸念されます。

また、市が団体等の事務局機能を担うと、団体等自身の自主性や自立性を阻害するだけでなく、官民の役割分担が不明確になることが懸念されます。

市が団体等の事務局機能を担っている場合は、事務局機能を段階的に当該団体等に移行することを目指すこととし、団体等が自ら事務局機能を担えるよう行政として助言、サポート体制を強化するなど、自主・自立型の事業や活動ができるよう、補助制度の見直しを図ります。

(5) 補助金等交付の効果と検証

補助金等は行政目的をもって交付されるものですが、現在の仕組みでは、補助金等の交付によって期待される行政目的が、どこまで達成されたかについて検証する仕組みが確立されておらず、補助制度の見直しを図る機会が失われています。

補助金等の交付による効果をできる限り数値化して検証するとともに、その結果を広く市民に公表するシステムの構築を図ります。

改正前

6. 補助金等交付の標準化に向けた取り組み

本市における補助金等の現状と課題を受け、交付の標準化に向けて、次のとおり取り組みることとします。

(1) 補助金等の交付に関すること

① 交付要綱等の制定

各所管課で補助金を交付する場合は、

- a. 目的・趣旨
- b. 補助対象となる事業
- c. 補助対象となる経費
- d. 補助率、補助単価、補助金上限額
- e. 終期

を必須規定項目とする補助金等交付要綱等を制定することを原則とします。

なお、a から e までの項目は必須規定項目ですが、これら以外にも必要と考えられる項目については、補助金交付目的に応じて適宜追加する取扱いとします。

f. 事業計画変更等の承認

事業計画変更等の承認については、任意の規定項目とし「補助対象経費の20%以上の増減」を標準として、個別の事情に応じて規定する取扱いとします。

② 補助金等交付の制限

市の交付する補助金等には「制度的補助金等」、「扶助的補助金等」、「奨励的補助金等」、「事業費的補助金等」及び「団体運営費的補助金等」がありますが、このうち、「団体運営費的補助金等」については、交付しない取扱いとします。

ただし、次のいずれかの条件に該当する場合に限り、「団体運営費的補助金等」を交付することができることとします。

- a. 市の行う事務の代替的機能を有し、かつ当該団体等以外にその事務を担う団体等が存在しない場合
- b. 他の地方公共団体等との広域的な連携等による調査・研究及び国県等への要望など、市民福祉の向上に寄与すると認められる場合
- c. 当該団体の主たる目的がボランティア的活動であり、設立当初から行政が深く関与し、かつ市からの補助金以外に自主財源がないと認められる場合
- d. 当該団体等が設立後間もないなどの理由で財政基盤が弱く、自主財源による運営が当面の間、困難な場合

③ 補助終期の設定

補助金等の交付による効果が十分発揮されるよう、その実効性を高めるとともに、既得権益化を防ぐため、全ての補助金等に「サンセット方式[※]（3年）」による終期を

改正後

6. 補助金等交付の標準化に向けた取り組み

本市における補助金等の現状と課題を受け、交付の標準化に向けて、次のとおり取り組みることとします。

(1) 補助金等の交付に関すること

① 交付要綱等の制定

各所管課で補助金を交付する場合は、

- a. 目的・趣旨
- b. 補助対象となる事業
- c. 補助対象となる経費
- d. 補助率、補助単価、補助金上限額
- e. 終期

を必須規定項目とする補助金等交付要綱等を制定することを原則とします。

なお、a から e までの項目は必須規定項目ですが、これら以外にも必要と考えられる項目については、補助金交付目的に応じて適宜追加する取扱いとします。

f. 事業計画変更等の承認

事業計画変更等の承認については、任意の規定項目とし「補助対象経費の20%以上の増減」を標準として、個別の事情に応じて規定する取扱いとします。

② 補助金等交付の制限

市の交付する補助金等には「制度的補助金等」、「扶助的補助金等」、「奨励的補助金等」、「事業費的補助金等」及び「団体運営費的補助金等」がありますが、このうち、「団体運営費的補助金等」については、交付しない取扱いとします。

ただし、次のいずれかの条件に該当する場合に限り、「団体運営費的補助金等」を交付することができるとします。

- a. 市の行う事務の代替的機能を有し、かつ当該団体等以外にその事務を担う団体等が存在しない場合
- b. 他の地方公共団体等との広域的な連携等による調査・研究及び国県等への要望など、市民福祉の向上に寄与すると認められる場合
- c. 当該団体の主たる目的がボランティア的活動であり、設立当初から行政が深く関与し、かつ市からの補助金以外に自主財源がないと認められる場合
- d. 当該団体等が設立後間もないなどの理由で財政基盤が弱く、自主財源による運営が当面の間、困難な場合

③ 補助終期の設定

補助金等の交付による効果が十分発揮されるよう、その実効性を高めるとともに、既得権益化を防ぐため、全ての補助金等に「サンセット方式[※]（3年）」による終期を

改正前

③ 補助金等交付額の適正化に向けた取組

a. 繰越金・積立金等がある場合

事業費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、当該補助事業における収支決算書中、繰越金や積立金等（以下「補助事業に係る繰越金等」という）がある場合には、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円となるまでの間は、交付要綱に定める補助金等の算定額から、当該補助事業に係る繰越金等を減じた額を、当該年度の交付上限額とします（負数の場合は、交付しない取扱いとします）。

また、団体運営費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、自己財源比率^{※6}が 50%以下かつ繰越金比率^{※7}が 10%以上の団体等にあつては、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円なるまでの間、前年度交付額から 5%を減じた額を、当該年度の交付上限額とします。

※6：自己財源比率・・・当該団体等の収入決算額に占める自己財源（会費、会議（視察）負担金、事業収入、雑入（預金利子等）をいい、国県支出金や上部団体等からの交付金等は含まない）の割合をいいます。

※7：繰越金比率・・・当該団体等の収入決算額に占める前年度繰越金の割合をいいます。

b. 扶助的補助金等

補助率等を 1/2 以内に見直すことを原則とします。

c. 奨励的補助金等

原則として、現行の奨励的補助金等は、2019 年度限りで全て廃止することとします。ただし、人口減少対策に資すると認められる事業にあつては、補助率を 1/2 以内に見直した上で継続の是非について検討することとします。

d. 事業費的補助金等及び団体運営費的補助金等

本ガイドラインに基づき制定（一部改正）された補助金等交付要綱に定める補助率（1/2 が原則）を適用した補助金額とします（ただし、激変緩和期間を 3 年間設ける取扱いとします。なお、激変緩和措置の内容について後述します）。

e. 補助率の設定がない補助金等

補助金等交付要綱に補助率の設定がない補助金等については、現行の補助単価又は補助上限額の 1/2 以内に補助単価又は補助上限額を縮減することとします（上記 d と同様、3 年間の激変緩和期間を設ける取扱いとします）。

④ 補助金等により取得した財産の取扱い

国では、補助金等により取得した財産の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条で、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定しています。

改正後

③ 補助金等交付額の適正化に向けた取組

a. 繰越金・積立金等がある場合

事業費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、当該補助事業における収支決算書中、繰越金や積立金等（以下「補助事業に係る繰越金等」という）がある場合には、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円となるまでの間は、交付要綱に定める補助金等の算定額から、当該補助事業に係る繰越金等を減じた額を、当該年度の交付上限額とします（負数の場合は、交付しない取扱いとします）。

また、団体運営費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、自己財源比率^{※6}が 50%以下かつ繰越金比率^{※7}が 10%以上の団体等にあつては、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円になるまでの間、前年度交付額から 5%を減じた額を、当該年度の交付上限額とします。

※6：自己財源比率・・・当該団体等の収入決算額に占める自己財源（会費、会議（視察）負担金、事業収入、雑入（預金利子等）をいい、国県支出金や上部団体等からの交付金等は含まない）の割合をいいます。

※7：繰越金比率・・・当該団体等の収入決算額に占める前年度繰越金の割合をいいます。

b. 扶助的補助金等

補助率等を 1/2 以内に見直すことを原則とします。

c. 奨励的補助金等

原則として、現行の奨励的補助金等は、2019 年度限りで全て廃止することとします。ただし、人口減少対策に資すると認められる事業にあつては、補助率を 1/2 以内に見直した上で継続の是非について検討することとします。

d. 事業費的補助金等及び団体運営費的補助金等

本ガイドラインに基づき制定（一部改正）された補助金等交付要綱に定める補助率（1/2 が原則）を適用した補助金額とします（ただし、激変緩和期間を 3 年間設ける取扱いとします。なお、激変緩和措置の内容については後述します）。

e. 補助率の設定がない補助金等

補助金等交付要綱に補助率の設定がない補助金等については、現行の補助単価又は補助上限額の 1/2 以内に補助単価又は補助上限額を縮減することとします（上記 d と同様、3 年間の激変緩和期間を設ける取扱いとします）。

④ 補助金等により取得した財産の取扱い

国では、補助金等により取得した財産の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条で、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定しています。

改正前

8. 市民・団体等への公表及び周知

補助金等に係る制度の透明性や客観性を確保するためには、どのような団体に補助金等がいくら交付され、それがどのように使われ、市としてどのようにその効果を検証したかなどについて広く説明する責任があります。

そのため、行革・施設管理課が中心となり、毎年度検証を終えたすべての補助金等について、交付団体名、補助率、補助金額、補助内容等を取りまとめの上、市ホームページや情報公開コーナー等を活用して公表することとします。

9. 経過措置

本ガイドラインに基づき新たに制定（見直し）された補助金等交付要綱の規定で算定された当年度補助金等の額が、現行制度での補助金等算定額を下回る場合、3年間の経過措置期間を設けて、段階的に縮減することとします。

※事例＞補助率 10/10→1/2 の場合 2019年度補助金等交付決定額 100万円 ⇒ 本ガイドラインに基づく見直し後の補助金算定額 50万円			
2019年度	1,000,000円		
2020年度	800,000円	前年度（2019年度）×0.8 ^{※10}	} 経過措置
2021年度	640,000円	前年度（2020年度）×0.8	
2022年度	512,000円	前年度（2021年度）×0.8	
2023年度	500,000円	補助対象経費の1/2	

※10：①経過措置期間中の縮減額（率）は、現行制度での補助金等算定額と見直し後の補助金等算定額との差額を3等分した金額又は定率を乗じることを基本とします。

②経過措置期間中における減額率は、現行の補助事業における補助率によって異なります。

なお、2016年3月に策定された「南砺市第三セクター改革プラン」及び「第2次南砺市公共施設再編計画」に基づき交付することとされている補助金等のほか、2015年9月に策定された「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略事業」などの補助金等のうち、2019年度中までに交付決定された補助金等で、複数年度にわたって交付することとしている補助金等にあつては、従前の例によることとします。

また、2019年度から交付することとしている「小規模多機能自治」の推進に係る補助金等については、おおむね3～5年程度の経過措置期間を設けることとし、その後、本ガイドラインの趣旨に基づき、所要の見直しを随時進めていく取扱いとします。

改正後

8. 市民・団体等への公表及び周知

補助金等に係る制度の透明性や客観性を確保するためには、どのような団体に補助金等がいくら交付され、それがどのように使われ、市としてどのようにその効果を検証したかなどについて広く説明する責任があります。

そのため、行革・施設管理課が中心となり、毎年度検証を終えたすべての補助金等について、交付団体名、補助率、補助金額、補助内容等を取りまとめの上、市ホームページや情報公開コーナー等を活用して公表することとします。

9. 経過措置

本ガイドラインに基づき新たに制定（見直し）された補助金等交付要綱の規定で算定された当年度補助金等の額が、現行制度での補助金等算定額を下回る場合、3年間の経過措置期間を設けて、段階的に縮減することとします。

※事例＞補助率 10/10→1/2 の場合 2019年度補助金等交付決定額 100万円 ⇒ 本ガイドラインに基づく見直し後の補助金算定額 50万円			
2019年度	1,000,000円		
2020年度	800,000円	前年度（2019年度）×0.8 ^{※10}	} 経過措置
2021年度	640,000円	前年度（2020年度）×0.8	
2022年度	512,000円	前年度（2021年度）×0.8	
2023年度	500,000円	補助対象経費の1/2	

※10：①経過措置期間中の縮減額（率）は、現行制度での補助金等算定額と見直し後の補助金等算定額との差額を3等分した金額又は定率を乗じることを基本とします。

②経過措置期間中における減額率は、現行の補助事業における補助率によって異なります。

なお、2016年3月に策定された「南砺市第三セクター改革プラン」及び「第2次南砺市公共施設再編計画」に基づき交付することとされている補助金等のほか、2015年9月に策定された「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略事業」などの補助金等のうち、2019年度中までに交付決定された補助金等で、複数年度にわたって交付することとしている補助金等にあつては、従前の例によることとします。

（削除）